

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令附則第二条第一項に基づき主務大臣が定めるアカミミガメ及びアメリカザリガニの業として行う飼養等の方法」について

令和5年4月
環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとして政令で定める外来生物（以下「特定外来生物」という。）の飼養等を原則として禁止している（法第4条）。

ただし、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（令和4年法律第42号）による改正後の法附則第5条第1項において、通常の特定外来生物の規制を適用するとかえって生態系等に被害を生じるおそれのある外来生物について、新たに特定外来生物に指定する際に、政令で条件を付してその規制の一部を適用除外にすることができることとされた。

上記規定を踏まえ、今般、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和5年政令第16号。以下この政令による改正後の法施行令を「施行令」という。）により、アカミミガメ及びアメリカザリガニについて、特定外来生物に指定される一方、当該特定外来生物の飼養等を業として行う者が、当該特定外来生物の販売又は頒布をする目的以外の目的で、当該特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める方法により行う飼養等については、飼養等の禁止の適用除外とすることとする規定が設けられた（施行令附則第2条第1項）。

これに伴い、これらの特定外来生物の種類ごとに飼養等の方法を定めるため、告示を行うものである。

2. 告示の内容

アカミミガメ及びアメリカザリガニの飼養等について、施行令附則第2条第1項で規定する「主務大臣が定める方法」は、下記のとおりとする。

- (1) 「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成17年環境省告示第42号。）に規定するアカミミガメ及びアメリカザリガニに係る特定飼養等施設の基準の細目を満たす飼養等施設で飼養等を行うこと。
※アカミミガメ及びアメリカザリガニに係る特定飼養等施設の基準の細目については「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」の改正について」の別紙1の「イ 特定飼養等施設の基準の細目」を参照のこと。
- (2) 飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと。
- (3) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、一時的に、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れる、人が特定外来生物を直接保持する等の適切な逸出防止措置を講じて飼養等をする場合は、この限りでない。

3. 施行日

令和5年6月1日（改正施行令の施行の日）